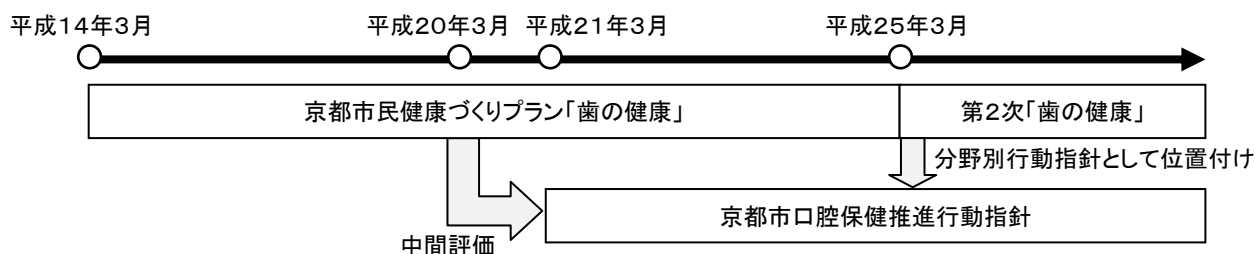


京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」の改定について

1 背景

本指針は、「京都市民健康づくりプラン（平成14年3月）」の「歯の健康」の分野における目標及び同プランの「中間評価及びその見直し（平成19年12月）」に掲げた「歯の健康」に関する重点取組方針を達成，実施するため，市民，家庭，教育機関，医療機関，行政等がそれぞれ行うべき具体的取組を指針としてまとめたもので，平成21年3月に策定された。その後，平成25年3月に策定された「京都市民健康づくりプラン（第2次）」における「歯の健康」の分野別指針としても位置付けられている。

図1 京都市における歯科口腔保健に係るプラン・指針の変遷



2 国の動き 資料6

国においては，平成23年に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され，その基本的事項や健康日本21（第2次）が平成24年7月に告示されるなど，歯科口腔保健を取り巻く状況や求められる対策も変化している。

表1 国における歯科口腔保健に係る法令等

法令・通知	種類	施行日等	内容
健康日本21	厚生省事務次官通知	平成12年3月31日	歯の健康についての基本方針，目標値等
健康増進法	法律	平成15年5月1日	歯の健康に関する正しい知識の普及等
歯科口腔保健の推進に関する法律	法律	平成23年8月10日	歯科口腔保健の推進に関する施策の基本
健康日本21（第2次）	厚生労働省告示	平成24年7月10日	歯・口腔の健康に関する生活習慣等の改善に関する考え方，目標値等
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	厚生労働省告示	平成24年7月23日	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び目標値

3 政令市における策定状況

平成28年10月現在，20の政令指定都市のうち，歯科口腔保健に関する計画あるいは指針を単独で策定しているのは10市である。

4 本市の方針

指針策定後、国における歯科口腔保健法の制定を始めとした歯科口腔保健を取り巻く環境も変化するなか、指針策定時にはなかった新たな概念等も出てきており、内容の拡充を検討する必要がある。また、現在の指標項目についてもすでに目標値を達成しているものもあり、更新や新たな設定が求められる。これらのことから、現指針の評価を踏まえ、新たな指針の策定を行うこととする。

ア 現指針の評価 資料7

現在の市民の歯科口腔保健の状況を把握し、出発値・中間評価値または目標値との比較の上、評価が必要である。

イ 指針の改定（新指針の策定）

現指針をベースとし、主に下記の点で、目標値の更新や内容の拡充を行う。検討にあたっては、健康づくり推進会議口腔保健部会を通じ、有識者や関係団体との意見交換を行いつつ進めていく（平成29年度は年3回の開催を予定）。

①目標値の更新 資料8

（例）3歳児におけるむし歯のある者の割合 20%以下

⇒ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の目標値 ない者の割合 90%以上

②内容の拡充

（概 念）健康寿命の延伸，健康格差の縮小，介護予防，オーラルフレイル，地域診断 等
歯科保健から歯科口腔保健へ（歯から歯と口へ）

（対策・施策）障害児・者への対策，口腔保健支援センターの位置づけ，口腔機能の育成，食育 等

5 現状値把握・目標値更新のための調査について

指針策定時と同様の調査方法を基本とする。

ア 口腔診査が必要な項目について

幼児健診や学校健診データなど既存の健診・相談事業の歯科保健データを活用する。

イ アンケート実施項目について

総合企画局による市政総合アンケートを活用する（28年度下半期調査実施）。

6 平成28年度市政総合アンケートにおける歯科口腔保健に関する調査の実施について

京都市では、市政の重要課題に対し、市民の皆様への御意見やニーズを的確に把握し、市民感覚を市政に行き渡らせ、現地・現場主義で市民の皆様と共に汗する市政運営を進めるため、年2回、3,000人の方を対象に市政総合アンケートを実施している。平成28年度下半期については、下記のとおり実施する予定である。

調査テーマ：「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた市民の意識調査及び歯科口腔保健調査（歯ッピー・スマイル京都）（仮称）

調査対象数：3,000人

抽出方法：住民基本台帳から、人口構成比（行政区別・性別・年代別・日本国籍と外国籍別）に合わせて無作為抽出

調査方法：自記式質問票（選択記入方式、無記名）、郵送による配布・回収

調査時期：平成29年1月頃に配布予定

調査票案：資料9のとおり

7 今後のスケジュール（予定）

平成29年1月	市政総合アンケート実施
3月	市政総合アンケート報告書公表
4月	平成29年度 口腔保健部会（第1回）
5～9月	骨子案作成
10月	平成29年度 口腔保健部会（第2回）
11月	骨子案パブリックコメント実施
12月～平成30年2月	新指針作成
平成30年2月	平成29年度口腔保健部会（第3回）
3月	新指針の策定

※参考

健康日本21（第2次）及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価は、平成29年度に行われる予定である。

年度 (平成)	京都市		国	
	歯科口腔保健推進 行動指針(案)	健康づくり推進プラン (第2次)	健康日本21(第2次)	歯科口腔保健の推進に 関する基本的事項
28	検討・予算要求			
29	調査・見直し	30年3月策定	中間評価	中間評価
30	開始	5年		
31				
32				
33				
34	最終評価		最終評価	最終評価